

議案第 2 号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

指揮命令系統を分かりやすくし、責任体制の明確化を図るため、担当制を廃止し係制に移行することに伴い、等級別基準職務表について、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 5 条関係） 等級別基準職務表		別表第 2（第 5 条関係） 等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1 級の項 から 4 級の項まで 略	略	1 級の項 から 4 級の項まで 略	略
5 級	1 <u>係長</u> の職務 2 上司の命を受け <u>係内</u> の専門的な技術、知識又は経験を必要とする業務の取りまとめを行う職務	5 級	1 <u>主査長</u> の職務 2 上司の命を受け <u>担当内</u> の専門的な技術、知識又は経験を必要とする業務の取りまとめを行う職務
6 級の項 から 8 級の項まで 略	略	6 級の項 から 8 級の項まで 略	略
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。